

生命保険契約に関する権利の評価

Q : 今年度の税制改正では、生命保険契約に関する権利の評価方法の見直しが盛り込まれているようですが、どのような内容になっているのですか。

A : 課税時の解約返戻金相当額で評価するというように改められます。

【解説】

生命保険契約に関する権利は、今までの相続税法では、次のように評価することとされてきました。

- ① 原則…次の算式で求めた金額
(算式)

払込保険料の総額×70%－保険金額×2%

- ② 保険料が全額一時払いの場合…払込保険料の額

- ③ 保険料が掛け捨ての場合…評価しない

しかし、この評価方法では、課税時に解約返戻金があるにもかかわらず、①の算式で求めた評価がゼロになってしまうという場合もあり、実態と合わないのではということがかねてから言われていました。

そこで、このたび上記の取り扱いを廃止して、生命保険契約に関する権利はすべて課税時における解約返戻金相当額で評価するよう改めるとされたのです。

ただし、改正には一定期間の経過措置が設けられるということです。

